

議案第 101 号

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成 4 年つくば市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「5,000 平方メートル未満」を「3,000 平方メートル以下」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法令の規定により許可、認可、確認等を受けて行う事業。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定による農地若しくは採草放牧地の転用の許可を要する事業又は同法第 4 条第 1 項ただし書若しくは第 5 条第 1 項ただし書の規定により、農業委員会に届け出ることにより転用の許可を要しない農地若しくは採草放牧地の転用を経て行う事業であって、当該事業に関し同法以外の法令に基づく許可、認可、確認等を受けていないもの

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は

第16条第1項の規定による許可を要する事業であつて、当該事業に関し同法以外の法令に基づく許可、認可、確認等を受けていないもの

第6条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、当該事業の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を要する場合は、この限りでない。

別表第2第5条第1項の規定に基づく事業の許可に係る申請に対する審査の部1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の項中「未満」を「以下」に改め、同部3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の項を削り、同表第7条第1項の規定に基づく事業の変更の許可に係る申請に対する審査の部1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の項中「未満」を「以下」に改め、同部3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けている者であつて、現に当該許可に係る事業に着手しているものが行う当該事業については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可（事業区域の面積が3,000平方メートル以下の事業に係る許可に限る。）を受けている者であつて、当該許可に係る事業に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可

の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可の申請とみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、許可対象面積及び許可基準について見直すため、この条例案を提出するものである。

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （適用範囲）</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が<u>3,000平方メートル以下</u>の事業に適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 法令の規定により許可、認可、確認等を受けて行う事業。ただし、次に掲げる事業を除く。</u></p> <p><u>ア 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による農地若しくは採草放牧地の転用の許可を要する事業又は同法第4条第1項ただし書若しくは第5条第1項ただし書の規定により、農業委員会に届け出ることにより転用の許可を要しない農地若しくは採草放牧地の転用を経て行う事業であって、当該事業に関し同法以外の法令に基づく許可、認可、確認等を受けていないもの</u></p> <p><u>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の又は第16条第1項の規定による許可を要する事業であって、当該事業に関し同法以外の法令に基づく許可、認可、確認等を受けていないもの</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>第4条・第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはな</p>	<p>第1条・第2条（略） （適用範囲）</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が<u>5,000平方メートル未満</u>の事業に適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 法令の規定により許可、認可、確認等を受けて行う事業（農地法（昭和27年法律第229号）第4条若しくは第5条の規定による農地若しくは採草放牧地の転用の許可を要する事業又は同法第4条ただし書若しくは第5条ただし書の規定により、農業委員会に届け出ることにより転用の許可を要しない農地若しくは採草放牧地の転用を経て行う事業であって、当該事業に関し同法以外の法令に基づく許可、認可、確認等を受けていないものを除く。）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>第4条・第5条（略） （許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはな</p>

らない。

(1) (略)

(2) 事業区域及びその周辺地域に、いっ水、土砂等の流出等による被害が生じないよう、災害の防止上必要な措置が講じられていること。ただし、当該事業の施行について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を要する場合は、この限りでない。

(3)―(5) (略)

2 (略)

第7条―第18条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第7条の2関係)

手数料を徴収する事務	事業区域の面積	手数料の額 (1件につき)
第5条第1項の規定に基づく事業の許可に係る申請に対する審査	(略)	(略)
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル <u>以下</u>	22,000円
第7条第1項の規定に基づく事業の変更の許可に係る申請に対する審査	(略)	(略)
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル <u>以下</u>	12,000円

らない。

(1) (略)

(2) 事業区域及びその周辺地域に、いっ水、土砂等の流出等による被害が生じないよう、災害の防止上必要な措置が講じられていること。

(3)―(5) (略)

2 (略)

第7条―第18条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第7条の2関係)

手数料を徴収する事務	事業区域の面積	手数料の額 (1件につき)
第5条第1項の規定に基づく事業の許可に係る申請に対する審査	(略)	(略)
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未 <u>満</u>	22,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 <u>満</u>	<u>45,000円</u>
	(略)	(略)
第7条第1項の規定に基づく事業の変更の許可に係る申請に対する審査	(略)	(略)
	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未 <u>満</u>	12,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 <u>満</u>	<u>25,000円</u>
	(略)	(略)